

IFRSをめぐる動向 第95回 適用後レビューから生じたIFRS第8号「事業セグメント」の明確化（2016年10月の議論）

（28頁）

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。

今回は、適用後レビューから生じたIFRS第8号「事業セグメント」の明確化について、プロジェクトの経緯を振り返るとともに、2016年10月のIASB会議での議論の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. プロジェクトの経緯

IASBは、IFRS第8号の適用後レビュー（Post-implementation review）を実施し、2013年7月に適用後レビューの実施結果に関する報告書およびフィードバック・ステートメントを公表しました。フィードバック・ステートメントでは、潜在的に改善または修正が必要な項目として6つの領域が識別されています。これら領域について、IASBのスタッフが追加の調査を実施し、その結果が2015年5月のIASB会議において示されました。審議の結果、5つの領域について、計7項目の修正を行うことが仮決定されました（図表1参照）（プロジェクトの経緯の詳細については本連載の第77回「IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビュー結果を受けた修正案の検討状況」（第3224号）を参照）。

この仮決定を受け、公開草案の公表準備が進められていましたが、草案作成の過程で、仮決定された項目のうち、次の2つの項目について懸念が示され、2016年10月のIASB会議で再度検討が行われることとなりました。

- ・報告セグメントの首尾一貫した識別（図表1の③）
- ・より多くの表示項目の開示（図表1の④）

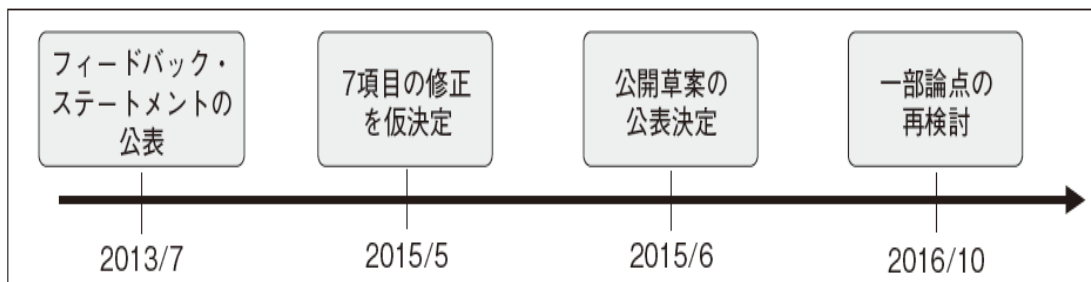
以下、この2つの項目について、適用後レビューで識別された論点と2016年10月のIASB会議での議論の内容について説明します。

【図表 1】2015 年 5 月の仮決定の内容

領域		仮決定の内容
CODM の概念のさらなる明確化	①	CODM の明確化 ・最高経営意思決定者（Chief Operating Decision Maker：以下、CODM）は個人である場合も組織体となる場合もあることを説明するとともに、CODM は経営上の意思決定を行う機能であることを強調する
	②	CODM の性質の開示 ・企業の CODM の性質（個人なのか組織体なのか）の開示を要求する
	③	報告セグメントの首尾一貫した識別（*） ・以下の点を強調するガイダンスを追加する マネジメントの視点に沿って事業セグメントが適切に識別されている場合、IFRS 第 8 号の適用により、財務諸表におけるセグメント情報、経営者による説明、投資家向けプレゼンテーション資料の開示情報の間で首尾一貫した記載が促進されること
より多くの表示項目の開示（*）	④	・追加ガイダンスの提供 投資者にとって最も有用な情報の種類（非資金項目、非経常項目および将来キャッシュ・フローに影響を与える他の表示項目など）に関するガイダンスを追加する
事業セグメントの集約	⑤	・例示の拡充 事業セグメントを報告セグメントに集約する際の判断要件である「類似した経済的特徴」の例示の数を増やす
個々のセグメントと調整項目の関連性	⑥	・調整項目と配分しない項目の説明 調整表における調整項目や配分しない項目について、それらの性質について、現在基準で要求されているよりも十分な説明を行う

トレンド情報の有用性	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期情報の修正再表示 セグメントを変更した場合、変更後の最初の期中報告書において、前年度に係るすべての期中比較報告期間のセグメント情報を修正再表示して開示することを要求する
調整表の形式の例示の拡充	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に対応なし 調整表の形式の例示を拡充しても、型にはまった開示を招くだけとなるため
(*) 2016年10月に再検討された項目（前述の3. および後述の4. 参照）		

【図表2】 IFRS 第8号の明確化プロジェクトのマイルストーン



3. 報告セグメントの首尾一貫した識別

(1) 適用後レビューで識別された論点

IASBは、2006年にIFRS第8号を公表しました。IFRS第8号では、企業内部で経営者が利用している情報（すなわち、マネジメントの視点）に基づいてセグメントを報告するというマネジメント・アプローチが採用されています。基準公表の際、IASBは、財務諸表においてマネジメントの視点に沿ってセグメントが識別されることにより、以下の開示情報において、報告セグメントについて首尾一貫した記載がなされることを意図していました（図表3）。

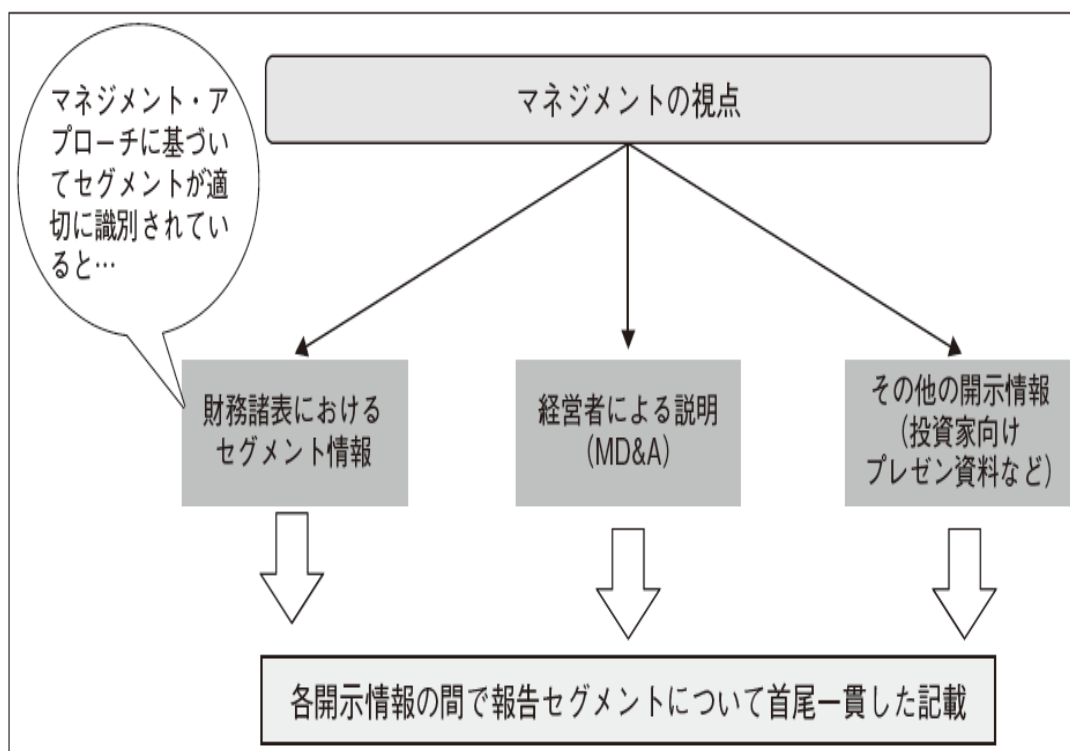
①財務諸表におけるセグメント情報

②経営者による説明（日本の有価証券報告書の「財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」に相当）

③その他の開示情報（投資家向けプレゼンテーション資料など）

IFRS 第8号の適用後レビューにおいては、セグメント情報、経営者による説明およびその他の開示情報において報告セグメントについて首尾一貫した記載が行われている場合、投資家は情報を組み合わせることで、より詳細な情報を得ることができるとの意見が聞かれました。しかし、実際にはセグメント情報と経営者による説明において異なるセグメント区分に基づく記載がなされているといった懸念が投資家と規制当局の双方から表明されました。さらに、複数の規制当局から、セグメント情報と経営者による説明の間で報告されるセグメントに相違がある場合は、報告セグメントが適切に識別されているかどうか調査を行うこととしているといった報告もありました。

【図表3】 マネジメント・アプローチに基づく報告セグメントの首尾一貫した記載のイメージ



(2) 2016年10月のIASB会議での議論

①2015年5月の仮決定の内容と懸念

2015年5月の仮決定（図表1の③）では、各開示情報の間で報告されるセグメントの一貫性を高めるために、前述の基準公表時のIASBの意図（財務諸表においてマネジメント・アプローチに基づいてセグメントが識別されることにより、各開示情報の間で報告セグメントについて首尾一貫した記載がなされる）を強調するガイダンスを追加することになりました。

しかしながら、公開草案の作成過程で、仮決定のように IASB の基準公表時の意図を強調するだけでは、一貫性を高めるという意図した結果は得られないのではという懸念が生じました。

②2016 年 10 月会議での議論と仮決定

2016 年 10 月の IASB 会議では、次の仮決定が行われました。

<2016 年 10 月の仮決定>

・ IFRS 第 8 号を修正して、財務諸表上の報告セグメントが、経営者による説明（もしくは年次報告書の他の部分）または財務諸表とともに公表される他のコミュニケーション文書に含まれる報告セグメントと相違している場合、どのように相違しているか、およびその理由の説明を要求する。

IASB には、経営者による説明とその他の開示情報における報告内容を定める権限はありません。このため、経営者による説明とその他の開示情報におけるセグメントの記載が、財務諸表におけるセグメント情報の記載と相違する場合には、その相違について財務諸表において説明を求める提案を行うことが仮決定されました。

また、「その他の開示情報」については、範囲が広範であるとの懸念から、相違の説明を要求する対象に含めないことが提案されていました。しかし、会議ではその他の開示情報も含めるべきであるとの意見が IASB のボード・メンバーから多く寄せられ、最終的には財務諸表とともに公表される他のコミュニケーション文書も説明の対象に含まれることとなりました。

4. より多くの表示項目の開示

(1) 適用後レビューで識別された論点

現行の IFRS 第 8 号では、各報告セグメントの純損益の開示が要求されています。また、各報告セグメントの資産合計および負債合計の金額も、定期的に CODM に提供されている場合は開示しなければなりません。加えて、図表 4 に示した項目の金額が、

(a) CODM の検討するセグメント純損益または資産合計に含まれている、あるいは

(b) 含まれていなくとも別の方法で CODM に定期的に提供されている場合には、開示しなければならないとされています (IFRS 第 8 号第 23 項および第 24 項)。これは、経営者が利用している情報に基づいて開示を行うことを要求するものであり、前述のマネジメント・アプローチに基づくものです。

IFRS 第 8 号の適用後レビューでは、企業によって「営業成績」や「営業キャッシュ・フロー」についての定義が異なるケースが多く、投資家が他社比較できない場合があることが報告されています。そのため、投資家は、営業成績やキャッシュ・フローについて

独自の小計が算出できるように、いくつかの特定の項目の開示を強制することを望んでいました。投資家が投資判断のために特に有用と考えていたのは、以下のような項目です。

- ・減価償却費や償却費などの非資金項目
- ・事業の将来を示唆する投資活動に関する支出
- ・のれんの減損
- ・将来のキャッシュ・フローに影響を与えるその他の表示項目

【図表 4】 現行の IFRS 第 8 号で一定の要件に該当する場合に報告が要求される表示項目

区分	表示項目
純損益 関連	外部顧客からの収益
	同一企業内の他の事業セグメントとの取引による収益
	金利収益
	金利費用
	減価償却費および償却費
	重要性のある収益および費用の項目（IAS 第 1 号第 97 項に基づく）
	持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業の純損益に対する持分
	法人所得税費用または収益
	減価償却費および償却費以外の重要性のある非資金項目
資産 関連	持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業に対する投資額
	非流動資産への追加額（金融商品、繰延税金資産、確定給付資産の純額および保険契約から生じる権利を除く）

(2) 2016年10月の会議での議論

①2015年5月の仮決定の内容と懸念

2015年5月の仮決定（図表1の④）では、投資家が有用と考える表示項目についてガイダンスを追加することになりました。しかし、公開草案の作成の過程で、「財務諸表におけるセグメント情報において、CODMが利用していない情報（すなわち、マネジメント・アプローチに基づかない情報）の開示が可能なのかという疑問が提起されました。

②2016年10月IASB会議での議論と仮決定

2016年10月の会議では、次の仮決定が行われました。

<2016年10月の仮決定>

IFRS第8号の基本原則（第1項および第20項）を満たすのに役立つ場合には、CODMが検討しているか、それ以外で定期的にCODMに提供されている情報を越えたセグメント情報を開示できるという注意書き（リマインダー）をIFRS第8号に含める。

IFRS第8号では、開示の基本原則を以下のように定めています（IFRS第8号第1項および第20項）。

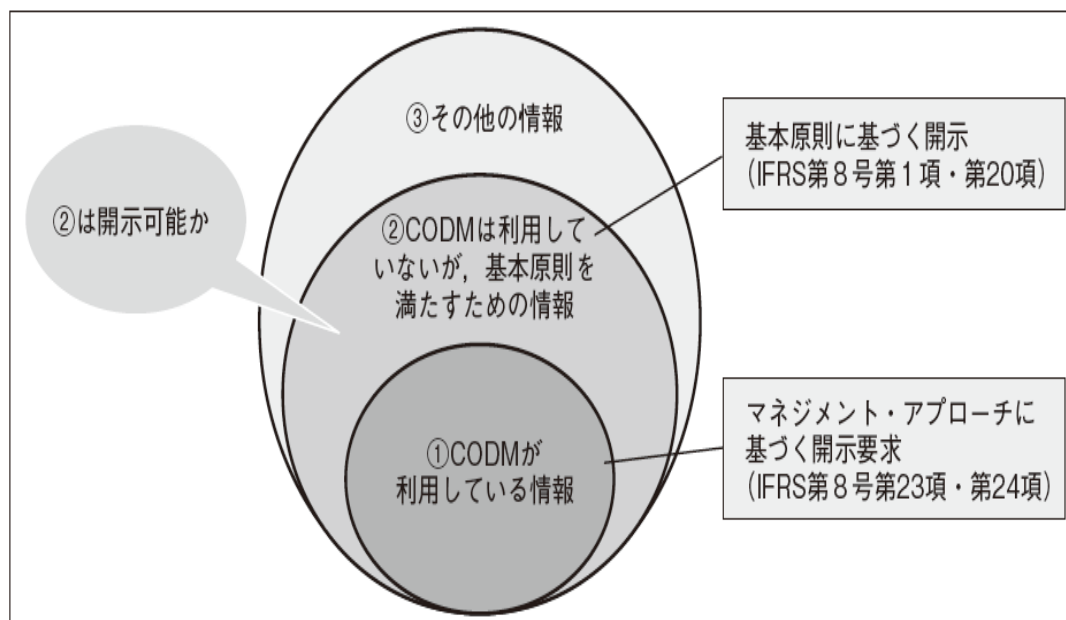
企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行っている経済環境の性質や財務的な影響を、財務諸表の利用者が評価できるように、企業は情報を開示しなければならない。

前述の第23項と第24項のマネジメント・アプローチに基づく開示要求は、この開示の基本原則を満たすためのものです。10月の会議では、マネジメント・アプローチに基づくIFRS第8号において、開示の基本原則を満たすのに役立つのであれば、マネジメント・アプローチに基づかない情報を提供することが可能かどうかについて検討が行われました（図表5）。

会議では、IASBのボード・メンバーから、マネジメント・アプローチに基づく第23項と第24項の開示要求は、基本原則を満たすための最低限の要求であり、基本原則を満たすためであれば追加で開示ができるという意見が聞かれました。議論の結果、反対意見なく、前述のように、基本原則を満たすのに役立つ場合はCODMが利用している情報を越えたセグメント情報を開示できるという仮決定が行われました。

この仮決定を受けて、こうした追加情報の開示を「要求」とするか、「容認」とするかについても議論が行われました。「要求」とすると、マネジメント・アプローチからの逸脱となることから、「容認」とすることが仮決定されています。さらに、2015年5月に仮決定されていた有用な情報についての追加ガイダンスについては、有用な情報は企業によって異なることから、ガイダンスは追加しないことが仮決定されていました。

【図表5】 マネジメント・アプローチと基本原則に基づく開示のイメージ



5. 今後の予定

適用後レビューから生じた IFRS 第 8 号の明確化についての主要な審議はすでに終了しています。2017 年 2 月 27 日に更新された IASB のワークプランでは、IFRS 第 8 号の明確化に関する公開草案が 2017 年 3 月に公表される予定になっています。なお、この文中の仮決定等は全て IASB のウェブサイト上で公表された情報に基づくものですが、今後の IASB の審議内容によっては、公開草案において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。